

中津川市地域公共交通計画（別紙）の認定申請

1 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果

報告 5－2 のとおり

2 中津川市地域公共交通計画（別紙）案

別紙のとおり

3 補助対象となる系統

福岡地区コミュニティバス	福岡線（田瀬線、下野新田線、上ノ平下組線、福岡川西線、高山線）
坂下地区コミュニティバス	上野線、上野線（きりら坂下経由）、 上野・外洞線、上野・外洞線（短縮ルート）、 上野・合郷線、 外洞線（上り）、外洞線（上り、きりら坂下経由）、 外洞線（下り、きりら坂下経由）、 西方寺・握・高部線
北恵那バス	坂本三坂線、坂本三坂線（市民病院経由）

4 補助対象期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までの運行分

令和8年6月 日

(名称) 中津川市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**■現状**

- 中津川市は岐阜県の南東部に位置する山間のまちで、中心市街地以外は山間部に多くの農村集落が点在している。
- 主な市内の公共交通として、市南東部にはJR東海中央本線、南西部には明知鉄道を有し、中心市街地及びその周辺ではタクシーが運行しているものの、それ以外の地域では路線バスがほぼ唯一の交通手段となっている。

■課題

- 自家用車の普及や人口減少、少子高齢化により通勤・通学などを主とした路線バス利用者が減少し、一部の地域では民間バス路線の廃止に直面したことで、廃止代替や欠損補助を行い市民の交通手段を確保している。
- 既存の交通体系では対応しきれない地域内交通の確保のため、幹線となる民間バス路線を補完する目的で地域内フィーダー系統を運行しているが、採算性は低く財政面で市の大きな負担となっている。

■目的・必要性

- 2018年3月に、中津川市の公共交通を取り巻く課題を解決し、公共交通網の維持を目指す中津川市地域公共交通網形成計画を策定した。2020年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたことに伴い、2022年1月に中津川市地域公共交通計画に移行した。
- 「住んでよかった、住んでみたい街に。～地域公共交通網の維持で定住を推進～」を基本方針とし、①定住を支える公共交通、②観光と利用促進、③運転手不足解消に向けて、といった目標のもとに公共交通網の確保・維持に向けた取り組みを進めている。
- 中津川市地域公共交通計画を踏まえ、複数の交通機関が役割を分担し、地域・交通事業者・行政の連携により利便性の高い持続可能な公共交通網を維持すること、また、地域公共交通確保維持事業により地域内フィーダー系統を確保・維持することで、地域住民の日常生活に必要な移動手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

中津川市地域公共交通計画で設定した目標値との整合性を図るため、本計画における目標値は、補助対象系統等の利用者数を基準年度(2021年度)以上とする。

ただし、坂下地区においては令和4年度に再編を行ったことにより、新たな系統が増えているため、前年度の実績値または1運行あたりの輸送人員を2人とし目標値とする。

地区	番号	運行系統名等	利用者数	
			目標値 (人以上)	実績値(人) (2025年度)
福岡	1	区域運行	476	621
坂本 中津	2	坂本三坂線	7,590	21,365
	3	坂本三坂線(市民病院経由)	1,069	4,591
坂下	4	上野線	1,027	1,632
	5	上野線(きりら坂下経由)	196	43
	6	上野・外洞線	1,656	1,912
	7	上野・外洞線(短縮ルート)	1,989	3,014
	8	上野・合郷線	584	119
	9	外洞線(上り)	1,635	3,711
	10	外洞線(上り) (きりら坂下経由)	185	185
	11	外洞線(下り) (きりら坂下経由)	146	56
	12	西方寺・握・高部線	231	388

【参考】中津川市地域公共交通計画における定量的な目標

(中津川市地域公共交通計画 P.36 参照)

評価指標	数値目標
住民1人あたりの公共交通年間利用回数	6.7回/人以上

※住民1人あたりの公共交通年間利用回数は、公共交通利用者数を住民1人あたりに換算して算出するものであり、公共交通利用者数は下記を合計した数としている。

- 北恵那バス年間利用者数
- 明知鉄道阿木駅と飯沼駅の年間乗降者数
- 自主運行バス年間利用者数(補助対象系統を含む)

※評価指標の数値は、社会情勢等を踏まえ見直しを行う場合がある。

(2) 事業の効果

- 地域住民などの日常生活に必要な移動手段が確保される。
- 幹線と地域内フィーダー系統が連携することで、効率的な運行体系が構築され、自家用車などを持たない方の通学や通院、買い物などの生活に必要な移動手段を確保することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①地域公共交通の運行を継続します（地域公共交通計画 P. 18 参照） ➤ 市内9地区でコミュニティバスを運行【交通事業者等（中津川市委託）】 ➤ 乗り継ぎが可能な路線バスの時刻を記載した時刻表を配布するなど、相互の利用促進を図る【中津川市、交通事業者】 ➤ 運行経路や時刻を改編する際には、運行事業者や利用者の意見を聞き、地域の実情にあった見直しを行うことで利便性を向上させる【中津川市、交通事業者、地域住民組織】 ➤ 維持が困難となったバス路線について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適なサービスを継続する【中津川市、交通事業者】 ②経路検索の充実に向けたデータ整備と活用（地域公共交通計画 P. 28～29 参照） ➤ バスデータ整備とオープンデータ化。デジタルサイネージでの運行案内など、整備したデータの活用を通じて利用者の利便性向上に取り組む【中津川市、交通事業者】 ③公共交通の利用促進に向けた取り組み（地域公共交通計画 P. 24～25 参照） ➤ 既存路線バスを活用した観光商品開発を行い、デジタルチケット等の導入に向けた検討を行う【中津川市、交通事業者】 ➤ 北恵那バス車内にデジタルサイネージを活用し、公共交通の利用促進に資する情報や行政からのお知らせ、民間企業広告を放映。市民サービスの向上と、移住・定住の促進、地域企業の発展に役立てる【中津川市、交通事業者】 ※補助対象路線だけでなく、中津川市内の公共交通網全体を見据え、地域公共交通計画に基づき事業を実施する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る坂本・中津地区の路線については、その運行に係る費用のうち、中津川市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 福岡・坂下地区の路線については、運行収入を中津川市の収入とし、中津川市から運行事業者への補助金額は、運行に係る費用から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数について運行予定者から実績値を収集する。 ・住民1人あたりの公共交通年間利用回数について、住民基本台帳をもとに、住民1人あたりの公共交通年間利用回数を算出する。 （計算式） 住民1人あたりの公共交通年間利用回数＝地域公共交通利用者数／住民基本台帳人口
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
【2023 年度】 ・2023 年 6 月 23 日 第 1 回中津川市公共交通会議 自家用有償旅客運送（市町村福祉有償輸送）の更新について、自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送）の更新について、 <u>生活交通確保維持改善計画について</u>

- ・ 2023 年 9 月 21 日 第 2 回中津川市公共交通会議
神坂 PA スマート IC 工事に伴う北恵那バス馬籠線の迂回運行について、神坂地区コミュニティバスの再編について
- ・ 2023 年 12 月 26 日 第 3 回中津川市公共交通会議
中津川市地域公共交通計画の改定について、地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
- 【2024 年度】
- ・ 2024 年 6 月 12 日 第 1 回中津川市公共交通会議
落合地区コミュニティバスの再編について、地域公共交通計画の認定申請について、
- ・ 2025 年 1 月 15 日 第 2 回中津川市公共交通会議
地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
- ・ 2025 年 1 月 30 日 第 3 回中津川市公共交通会議（書面議決）
北恵那バス馬籠線の廃止及び新設について、坂本三坂線（自主運行）の協議運賃の廃止について
- 【2025 年度】
- ・ 2025 年 6 月 19 日 第 1 回中津川市公共交通会議
北恵那バス馬籠線（大久手経由）の廃止及び廃止代替について、地域公共交通計画（別紙）の認定申請について、中津川市地域公共交通計画の一部改定について
- ・ 2025 年 7 月 16 日 第 2 回中津川市公共交通会議（書面開催）
南部幹線坂下系統の路線新設について
中津川市民病院線の路線新設について
田立線の路線廃止について
くわちゃんバス坂下診療所線廃止について
- ・ 2026 年 1 月 13 日 第 3 回中津川市公共交通会議
付知地区コミュニティバスの運行方法等の変更について
地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について
中津川市公共交通会議設置要綱の改正及び財務規程の制定について

※下線は中津川市地域内フィーダー系統確保維持計画、地域公共交通計画（別紙）に関する協議項目

19. 利用者等の意見の反映状況

- 路線や時刻表の見直しにあたっては、運行区域ごとに利用者や市民代表、事業者、行政が参画する地域バス検討委員会を開催し、利用者の意見を反映している。
- 運行事業者に聞き取りを行い、運転手などに寄せられた利用者意見の把握に努めている。
- 必要に応じて利用者アンケートを実施し、地域住民の意見の集約に努めている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	中津川市リニア都市政策部

交通事業者・交通施設管理者等	【路線バス】 北恵那交通(株)、濃飛乗合自動車(株) 【タクシー事業者】 近鉄東美タクシー(株)、(株)サカガワ、東鉄アシスト(株) 【鉄道事業者】 東海旅客鉄道(株)、明知鉄道(株) 【中津川市コミュニティバス委託事業者】 (株)ごとう観光、NPO 阿木ふるさと福祉村、NPO かしもむら、NPO つけちスポーツクラブ 【交通事業者団体】 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会東濃支部 【運転者団体】 北恵那交通労働組合 【道路管理者】 岐阜県恵那土木事務所、中津川市建設部 【公安委員会】 中津川警察署
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	中津川市老人クラブ連合会、付知高校通学バス保護者会、中津川市社会福祉協議会、岐阜大学工学部教授（学識経験者）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岐阜県中津川市かやの木町 2-1

(所 属) 中津川市リニア都市政策部都市計画課

(氏 名) 若森 将三・鈴木 綾音

(電 話) 0573-66-1111 (内線 227・228)

(e-mail) toshi@city.nakatsugawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名																年度	
岐阜県			中津川市		中津川市公共交通会議																令和 9 年度	
申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日数	計画運行回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 10）								
					起点	経由地	終点							運行態様 の別	補助開始年度	基準ハで該当 する要件（別 表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件（別 表 7のみ）				
1	中津川市	北恵那交通株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 福岡線		福岡総合事務所			197.0日	1,181.0回			区域型		① 幹線接続	「福岡総合事務所」バス停にて付知峡・加子母線と接続						
2	中津川市	北恵那交通株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 坂本三坂線	中津川駅前	美乃坂本駅前	東鉄恵那車庫	11.6km	11.4km	365.0日	1,459.5回			路線型		① 幹線接続	「中津川駅前」バス停にて付知峡・加子母線と接続					
3	中津川市	北恵那交通株式会社	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(3) 坂本三坂線（市民病院経由を除く）	中津川駅前	中津川市民病院	東鉄恵那車庫	17.0km	16.8km	243.0日	243.0回			路線型		① 幹線接続	「中津川駅前」バス停にて付知峡・加子母線と接続					
4	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(4) 上野線	下野口	赤田	坂下駅前	12.3km		243.0日	121.5回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
5	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(5) 上野線（きりら坂下経由）	下野口	赤田	坂下駅前	12.7km	12.7km	97.0日	97.0回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
6	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(6) 上野・外洞線	坂下駅前	外洞	小野沢	22.7km		243.0日	243.0回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
7	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(7) 上野・外洞線（短縮ルート）	坂下駅前	掘懸橋	小野沢	18.4km		243.0日	121.5回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
8	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(8) 上野・合郷線	坂下駅前	下野口	坂下駅前	循環	23.2km	146.0日	292.0回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
9	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(9) 外洞線（上り）	樺の木	下外公会堂	坂下駅前	15.1km		243.0日	121.5回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
10	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(10) 外洞線（上り）（きりら坂下経由）	中原	下外公会堂	坂下駅前	13.8km		146.0日	73.0回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					
11	中津川市	株式会社サカガワ	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(11) 外洞線（下り）（きりら坂下経由）	坂下駅前	下外公会堂	中原	12.3km		146.0日	73.0回			路線型		① 幹線接続	「坂下駅前」バス停にてJR中央線と接続					

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
岐阜県	中津川市	中津川市公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	69,524 人
交通不便地域等（人）	27,025 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
9,066 人	旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
17,367 人	旧中津川市の一部（阿木村、神坂村）、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村	山村振興法
592 人	坂下地区の一部（宮の洞、本郷、寺尾洞、樺の木、上外、中外、下外、握）	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度